

おしゃもじ様追考

資料課 渡辺 真治

はじめに

先に筆者は本紀要第9号に、神奈川県立公文書館寄託武蔵国橘樹郡北綱島村飯田家文書から「おしゃもじ神之記」⁽¹⁾の資料紹介を行った。そこでは大正11(1922)年9月28日におそらくは中川村茅ヶ崎(現横浜市都筑区中川)に勧請された蛇苦止神に関して、飯田家の檀家寺である本法寺(横浜市港北区小机町、日蓮宗)に祀られていた蛇苦止明神⁽²⁾を飯田快三⁽³⁾が仲介して勧請したものではないかと推定した。またそもそも「おしゃもじ神之記」は「奉納されたシャモジを持ち帰りそれで飯をよそったり患部にあてがったりすることで、子どもの風邪や百日咳、眼病等に効能がある」⁽⁴⁾といった民間信仰であるおしゃもじ様について書かれたものであるため、内容の紹介とともにおしゃもじ様の信仰についても概観した。

旧稿の脱稿後、飯田家文書の中に「蛇苦止神ノ事」⁽⁵⁾という「おしゃもじ神之記」の下書きとでもいうべき資料を発見した。また、飯田家とおしゃもじ様に関して新たな知見を得ることも出来た。おしゃもじ様追考と題しご紹介することとしたい。

資料1 「蛇苦止神ノ事」

まずは全文をかかげようと思うが、可能であれば旧稿に掲載した「おしゃもじ神之記」と見比べていただけると幸いである。

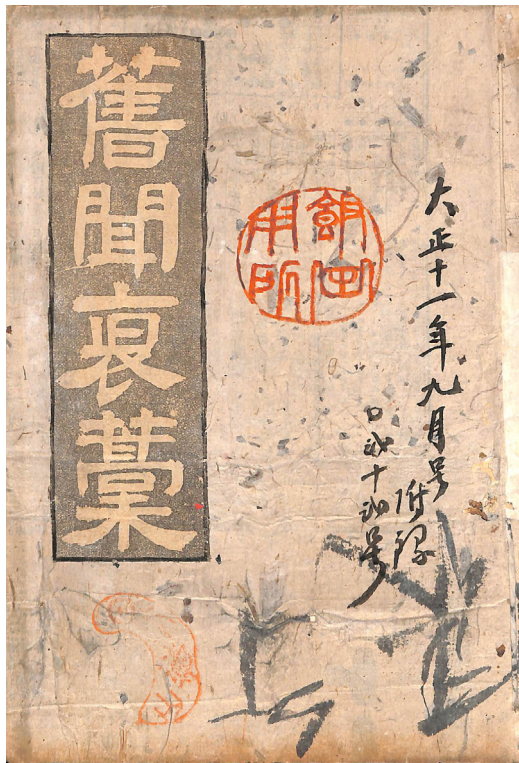


写真1 表紙

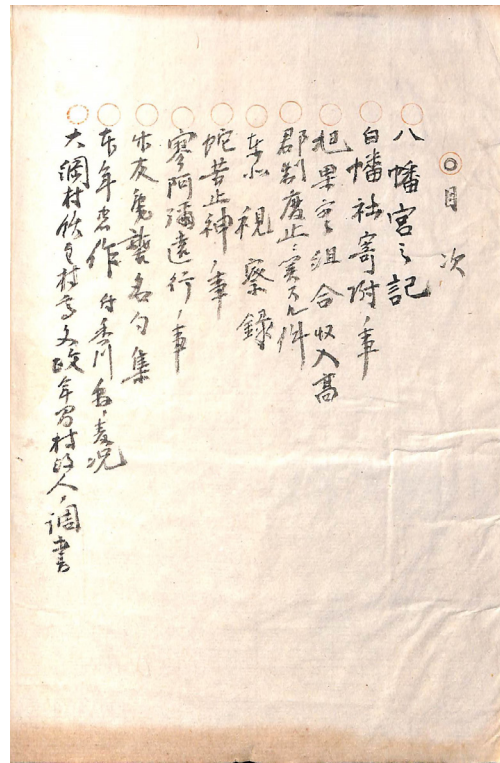


写真2 目次

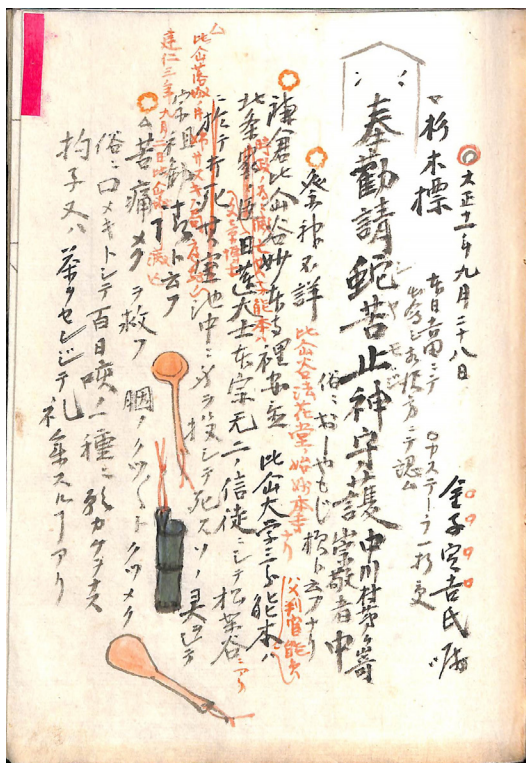


写真3 本文1

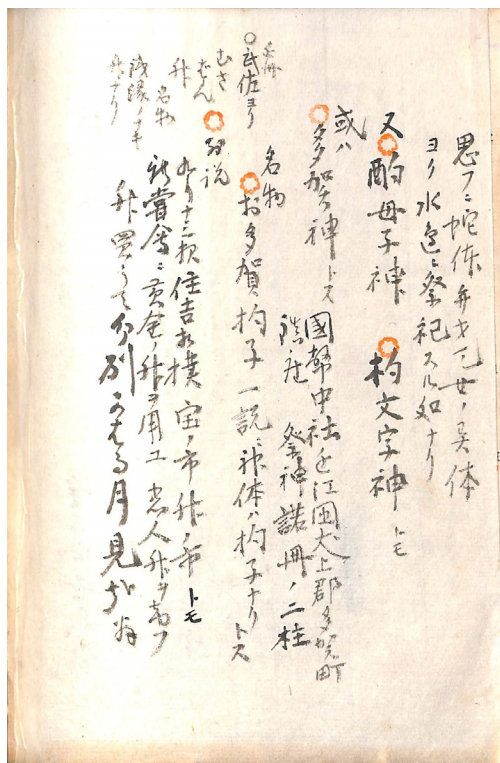


写真4 本文2

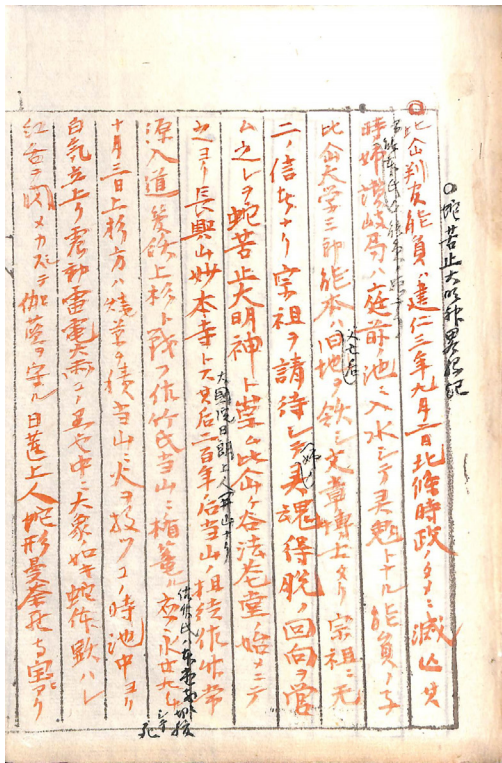


写真5 本文3

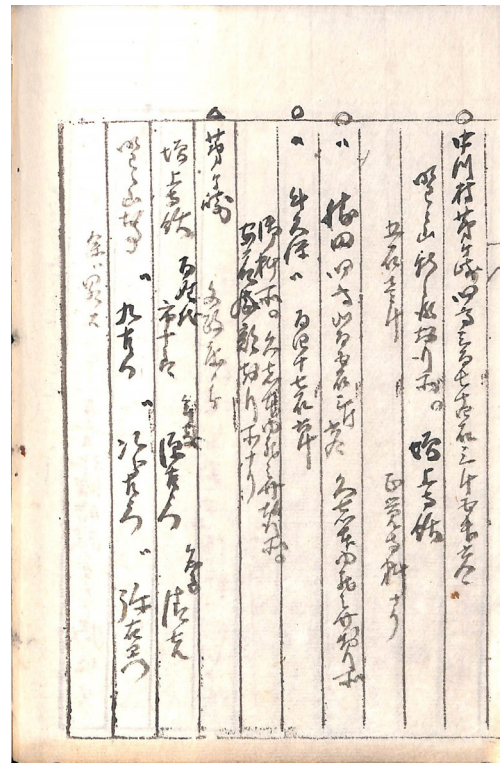


写真6 本文4

釈文

◎大正十一年九月二十八日 金子定吉氏囑

○カステラー折受

▽杉木標 <本日吉田ニテ出会シ相沢方ニテ認ム>

奉勸請蛇苦止神守護 <中川村茅ヶ崎崇敬者中>

俗ニおしやもじ様ト云フナリ

○祭神不詳 比企谷法花堂ノ始妙本寺ナリ

○鎌倉比企谷妙本寺裡安置 比企大学三郎能本父判官能員ハ、北条家ノ臣時
政ノ為ニ滅亡、其子能本ハ文章博士、日蓮大士本宗無二ノ信徒ニシテ松葉
谷ニアリ、ニ於テ打死、其室比企落城ノトキ姉サヌキノ局、庭前ノ池中ニ
身ヲ投シテ死ス、ソノ靈ヲシテ宗祖勸請ト云フ、

○△苦痛メクヲ救フ、咽ノクツクツトクツメク、俗ニロメキトシテ百日咳ノ
一種ニ願カケヲナス、杓子又ハ茶ヲセンジテ礼参スルコトアリ

思フニ、蛇体弁財天女ノ異体、ヨク水辺ニ祭祀スル処ナリ、
又○酌母子神 ○杓文字神トモ

或ハ

○多賀神トス、国幣中社近江国犬上郡多賀町鎮座、祭神諾・冉ノ二柱、
名物

○お多賀杓子、一説ニ神体ハ杓子ナリトス、
^(頭注)「○近州武佐ヨリ、むさばん升、名物、鉄縁ノナキ升ナリ」

○別説

九月十三夜住吉相撲、宝ノ市、升ノ市トモ、
新嘗会ニ黄金ノ升ヲ用ユ、農人升ヲ商フ
升買うて分別かはる月見哉 翁

○蛇苦止大明神略縁起

○比企判官能員ハ、建仁三年九月二日北条時政ノタメニ滅亡、其時、男能本氏ノ姉讚岐局ハ能員ノ姫ナリ、庭前ノ池ニ入水シテ靈鬼トナル、能員ノ子比企大学三郎能本ハ、父亡後旧地ヲ領シ文書博士タリ、宗祖ニ無二ノ信者ナリ、宗祖ヲ請待シテ姉ノ靈魂得脱ノ回向ヲ営ム、之レヲ蛇苦止大明神ト崇ム、比企ヶ谷法花堂ノ始メニテ、之ヨリ長興山妙本寺トス、大國院日朗上人開山ナリ、其後ノ二百年ノ後、当山ノ担徒佐竹常源入道、管領上杉ト戦フ、佐竹氏当山ニ楯籠ル、佐竹氏ハ本堂前ニ切腹シテ死、応永廿九年十月三日、上杉方ハ焼草ヲ積、当山ニ火ヲ放ツ、コノ時池中ヨリ白氣立上リ震動雷電大雨、コノ黒雲中ニ大象ノ如キ蛇体顯ハレ、紅舌ヲ閃メカシテ伽藍ヲ守ル、日蓮上人蛇形曼荼羅寺宝ニアリ、

○中川村茅ヶ崎 旧高三百七十四石三斗五升六合

野々山新之丞知行所 増上寺領

五石一斗 正覚寺料ナリ

○ 〃 勝田 旧高二百五石三斗六合 久志本内蔵之介知行所

○ 〃 牛久保 〃 百四十七石六斗
御料所 久志本内蔵之介知行所
安藤織部知行所ナリ

△茅ヶ崎 文政度ノ分

増上寺領 百姓代市十郎 年寄源右衛門 名主清吉
野々山知行 〃 九左衛門 〃 次郎左衛門 〃 弥右衛門
余ハ略ス

内容の考察—おしやもじ神之記との比較を中心に—

全体として、大正11(1922)年9月28日に金子定吉氏⁽⁶⁾の嘱(たのみ)により中川村茅ヶ崎に勧請された蛇苦止神ことおしやもじ様から起筆して、おしやもじ様の信仰を中心に概説するのは「おしやもじ神之記」と同様である。ただ、両者を比較する事で明らかとなる事実も散見される。

例えば、写真3では蛇苦止明神の神札ないしご神体に当たるであろう「杉木標」に関して「吉田ニテ出会シ相沢方」にて認めたとある。「大正十一年度九月号」⁽⁷⁾の9月28日の条には「吉田 森里五郎母千代九十九才死亡」との朱書と「金1円香料 会葬 金1円 吉田祭典奉納 同一円 小トモ小遣」と見えている。「吉田」の「相沢」で想起されるのは快三の義父である十代目助大夫広配の実家である都筑郡新田村吉田(現横浜市都筑区新吉田町)の相沢家⁽⁸⁾なのであるが詳細は不明である。

また快三が(勧請を仲介した礼としてであろう)受け取った菓子折の中身がカステラであったことも明らかとなる。

写真4では「蛇体弁財天女ノ霊体ヨク水辺ニ祭祀スル処ナリ」との一文が見えている。この部分は「おしやもじ神之記」では「弁財天女ノ霊体多ク水辺ニ祭祀セリ」となっておりやや唐突な印象であったが、こちらでは蛇体と水辺からの類推であることが理解し易い。推敲と省筆の結果却って意味が取りにくくなったものであろう。その一方で続く多賀神社に関する部分は快三の博覧強記ぶりが遺憾なく発揮されていると言えようが、本題であるおしやもじ

様信仰との関係性は薄い。別説として引用された翁こと松尾芭蕉の「升買うて分別かはる月見哉」という句や、むさばん升の下りに至っては冗長な印象すら受ける所である。

写真5の朱書きされた蛇苦止大明神略縁起の部分は「おしゃもじ神之記」とほぼ同内容である。妙本寺(鎌倉市大町、日蓮宗)を「当山」とする表記から推測するに、妙本寺に関する文献から蛇苦止大明神に関する部分を抜き書きしたものなのであろう。

写真6は中川村の江戸時代における領有関係に関する記述が中心で、茅ヶ崎・勝田・牛久保という江戸時代の村毎の形で記されている。さらに茅ヶ崎に関しては「文政度之分」としておそらくは『新編武蔵風土記稿』編纂の為に村々が提出した地誌取調書上あたりを参照し、茅ヶ崎村の増上寺(東京都港区 浄土宗)領と野々山氏知行分の村方三役の名がそれぞれ記されている。この部分は「おしゃもじ神之記」では茅ヶ崎という地名が相模国高座郡南湖(現茅ヶ崎市)にもあることや、橘樹郡内におけるおしゃもじ様の分布についても記述されていた。より茅ヶ崎とおしゃもじ様に寄せた形で改稿されたといった所であろう。

以上、「蛇苦止神ノ事」を「おしゃもじ神之記」と比較して見てみた。「蛇苦止神ノ事」は中川村茅ヶ崎への蛇苦止神の勧請に着想を得た快三が、おしゃもじ様や茅ヶ崎周辺に関する事柄を思いつくままに書き連ねたいわば草稿。それに対して「おしゃもじ神之記」はおしゃもじ様の信仰を軸に推敲した完成稿と言ってよいであろう⁽⁹⁾。

飯田家とおしゃもじ様

旧稿の抜刷をお送りした大倉精神文化研究所の平井誠二氏から「飯田家の裏山(綱島市民の森)にかつてあった、大北谷神社の境内にはおしゃもじ様を祀る祠があったそうです。」との驚愕の事実を告げられたのは2021年4月の半ばであった。青ざめながら調べると、確かに現在綱島市民の森として整備されている飯田家の裏山には、おしゃもじ様が祀られていたことが明らかとな

った。以下不明を恥じつつご紹介したい。

大北谷神社は綱島市民の森の中ほどの平坦地にあった神社である。現在跡地に建てられている案内板(写真7)には

「この広場の中央には、^{おおきたや}大北谷神社と呼ばれる神社がありました。この神社は、慶長四年(一五九九)に飯田家の祖先飯田助太夫によって建てられたもので、^{てんじんしちだい}ここには、天神七代の第六代にあたる^{おもたるのみこと}面足尊・^{かしこねのみこと}惶根尊が祀られていました。いずれも開墾や新田開発などを司る神様を^{たちばな}周辺集落(武蔵国橘樹



写真7 大北谷神社跡の案内板 (2021年12月 筆者撮影)

郡大綱村字北谷)の人たちは、この神様を護り神として開墾や耕作に勤しんできました。春には五穀豊穰の祈願、秋には収穫に対する感謝と、それぞれ祭礼行事が昭和二五年(一九五〇)ごろまで行われていました。社殿は約四〇平米、天井には地元の画家、猿渡北泉作といわれる勇壮な龍の絵が、全面に描かれ、また、入口には左右一対の^{こまいぬ}狛犬を配するなど威容を誇っていました。

平成二年(一九九〇)十二月、綱島市民の森として利用するにあたり、老朽化も激しかったため社殿を取り除き、広場として整備しました。」

との由来が記されている。試みにこの大北谷神社について公文書館蔵資料を検索したところ、以下の資料が見つかった。

資料2 東照寺墓地之件、銘勸成院本堂改築之件、綱島神仏据置及合併之件 (飯田家文書 ID:2199301552) (前略)

神奈川県武蔵国橘樹郡北綱島村字大北谷

大北谷神社

一 祭神 天神第六代ノ尊御神面足命・惶根命及合併酌子神祠祭神大己貴命合三柱ナリ、

おしゃもじ様追考

- 一 由緒 平民飯田快三祖先飯田助太夫ナルモノ、其昔当病平癒ノ起誓ヲナシ、一枝ノ松ヲ接付シタルニ、様々繁茂成木ナシ、成就ニ於テ慶長四亥年三月茲ニ該社ヲ創建勸請シテ第六天神社ト奉唱号ト古老ノ口牌(碑)ノミ、其後明治十一年五月卅日酌子神祠合併許可相成、明治十二年九月十三日大北谷神社ト改称許可、其他縁由不詳、
 - 一 境内民有地一セ十九歩此坪員四十九坪、平民飯田快三所有ノ宅地ニシテ同人ヨリ貢税上納罷在也、
 - 一 社間数〈間口五尺、奥行六尺〉付属建物木鳥居一基、
 - 一 神官都筑郡吉田村杉山神社祠掌吉田秀堯ニテ受持神事執行候在也、
 - 一 起崇人ノ人員百六名、
 - 一 該社ヨリ管轄庁迄ノ距離三里、
- 前書ノ通相違無御座候也

明治十年第三月

○神祠並堂宇其外据置及合併願書案

第三大区七小区

北綱島村

祠据置願

第三大区七小区

武蔵国橘樹郡

北綱島村字北谷

第六天神
・面足社

祭神面足命惶根命

勸請慶長四亥年三月 飯田助太夫建立

祠 〈間口五尺、奥行六尺〉付属建物木鳥居一ヶ所

鋪地 民有社地一畝十九歩 右同人持

但、神社祭礼入費并右祠修繕、其外入費之義、都テ信仰人左ノ名前

之者共より割合出費可糺事、
右面足社従前私共信仰候処、今般御布告ニ基キ夫々相談仕候へトモ、合併又
ハ転居地可致処無御座候間、従前之通据置参拝仕度奉存候、依之永続方法并
受持神官相定、此段奉申上候間、右祠据置之儀、御了解被成下置度奉願候、
已上、

右信仰人

飯田助太夫

〃 孫六

〃 久太郎

〃 鍊次郎

〃 惣次郎

小泉大助

〃 寿三郎

〃 治三郎

〃 又蔵

〃 豊作

〃 清千郎

〃 栄太郎

高橋権十郎

〃 忠太郎

高橋力蔵

鈴木与吉

徳二郎

西山次郎兵衛

山口瑞齋

石川幸太郎

吉田源蔵

明治十年第三月

おしやもじ様追考

右惣代人
飯田助太夫
小泉大助
右祠受持神官
吉田村
吉田秀堯
村用掛
小泉武左衛門
戸長
松坂知幾

(中略)

祠合併願

第三大区七小区

北綱島村字北谷

神社明細帳ノ類無之候

・酌子神

祭神大己貴命

勸請享保五子年九月十六日、飯田助太夫義富建立

第六天神社
右当村面足社江合併

右者当村神祠合併可相願分無儀、取調候処、前書之通、相違無之候間、御所分之義、奉伺候、已上、

明治十年第三月

右代議人
小泉大助
村用掛
小泉武左衛門

戸長

松坂知幾

神奈川県権令 野村靖殿

資料3 神社号改称願(飯田家文書 ID:2199301553)

神社号改称願

橘樹郡北綱島村字大北谷

第六天神社改称

大北谷神社

右ハ去ル慶長四亥年中、本村内飯田氏祖先飯田助太夫勸請ノ由、祭神天神第六代ノ尊神、面足命・惶根命ノ二柱ナリ、然ルニ過歳御布令ニ基キ、同神社江合併ノ神祠モ之アリ候ニ付、第六天神社ヲ改称シテ、更ニ大北谷神社ト唱号信仰イタシ度、右ニ就テノ拒障筋、他ヨリ決テ之レナク候間、何卒願ノ通御聞届被成度、因テ一同連署ヲ以、此段願上候也、

明治十二年八月 右村信仰人

飯田快三

飯田孫六

〃 久太郎

同 鍊次郎

〃 孫治郎

小泉増五郎

〃 寿三郎

〃 治三郎

〃 弁蔵

〃 甚作

〃 清五郎

〃 栄太郎

高橋権重郎

〃 忠太郎

〃 力蔵

鈴木与吉

〃 徳治郎

西山治郎兵衛

山口瑞齋

石川幸太郎

吉田力蔵

右社受持神官

都筑郡吉田村

吉田秀堯

戸長 池谷義広

神奈川県令野村靖殿

願之趣聞届候事

明治十二年九月十三日 神奈川県^印

資料4 大北谷神社遷宮式辞(飯田家文書 ID:2200710439)

(端裏書)

「大北谷神社遷宮式辞」

掛卷母畏支此地仁鎮利坐須産土乃神大北谷乃神社、天御神六代乃皇大神面足命・惶根命、相殿仁齋坐須宇賀魂命・稻荷大神・同大己貴命・杓文字大神等乃宇豆乃御前仁畏美々々母白佐久、不意久母去年乃秋長月朔日頓仁大地震轟支、幾多乃財資止幾多乃人命乎損祢失布事、古今仁其例稀也、棟撓美桁梁乃曲美折支之介久賀、災乎被留無支家居又少之、況也大神乃御殿舎仁及武事、最母尊久畏之茲仁氏子等賀真心以天仮仁繕比營美、今日乃生日乃足日止齋比上利豆、御神靈乎遷之坐豆御幣帛乎平介久神酒・神饌乎安介久聞食天、今与利後仁波風神・雷神・水神・火神・金神・土神等乃崇無久、雨風時仁順比、作収留穀種物波八束穂乃茂穂仁其外青物・果物乃族仁至留迄母弥栄仁栄兄令米玉閉豆天下安久穩仁生子波八十続支仁続支豆、家

門平令起給閉止、鹿自物膝折伏之鵜自物頂根突抜支豆畏美畏美母白須、

大正十三年四月朔日

氏子総代大講義 飯田助太夫印

資料5 明治16年 神社明細帳(郡役所文書 郡-2-1 ID:1199400009)

神奈川県管下武蔵国橘樹郡北綱島村

字北前

大北谷神社

- 一 祭神 面足命・惶根命
 - 一 由緒 慶長四亥年三月飯田助太夫建立
 - 一 社殿間数 間口五尺 奥行六尺
 - 一 境内坪数 四十九坪 民有地第一種
 - 一 氏子戸数 二十一戸
 - 一 管轄庁迄ノ距離里数三里十五丁
- 以上

順に簡単に内容を紹介しますと、資料2には大北谷神社の由緒が記されている。また綱島に多く散在した神祠・堂宇について、そのまま単立として据え置くか、またはいずれかの神社等に合祀するかを記す中で、面足社については据え置きかつ第六天神と改称する旨が朱書されており、また、酌子神の祠については面足社改め第六天神社へ合祀する旨が願い出されている。

続いて資料3は明治12(1879)年8月にそれまで第六天神社を称していた神社を大北谷神社と改称する旨の願である。曰く、神社は慶長4(1599)年に飯田家の祖先である飯田助太夫が勧請したもので面足(オモダル)・惶根(アヤカシコネ)の2柱を祭神としていたが⁽¹⁰⁾、維新以降神祠の合祀等もあったことから(字名に因んだ)大北谷神社への改称を願ったとの事で、飯田快三や戸長の池谷義広ら都合23名が連署して神奈川県令の野村靖に嘆願したものである。同年9月13日に聞き届けられた旨も朱書きされている。

さらに資料4は大正13(1924)年4月1日に行われた大北谷神社遷宮式での氏子惣代大講義の飯田助大夫(快三)の式辞である。いわゆる宣命書で書かれているわけだが、文中ではこの遷宮が「去年の秋長月一日」の「大地震」すなわち関東大震災により社殿が損壊した事によるという事情が語られると共に、相殿として「宇賀命」「稲荷大神」「大己貴命」と共に「杓文字大神」が見えている。明らかに大北谷神社にはおしゃもじ様が祀られていたのである。

なお、明治15(1882)年9月及び明治30(1897)年9月のおそらく秋祭りに際し、神楽や芝居の興行を願い出た祭典神楽執行願(ID:2199304476)や祭典芝居興行願(ID:2199301557)も残されており、大北谷神社が郷土の神社として信仰を集めると共に賑わいを見せていたことが知られる。

これらから大北谷神社の概要を年表風にすれば以下のようなだろう。

年	西暦	月	日	事項	典拠
慶長4年	1599	3月		飯田助大夫が第六天神社を勧請	資料2、5
享保5年	1720	9月	16日	(字北谷に酌子神の祠が勧請される)	資料2
明治11年	1878	5月	30日	(酌子神の祠を第六天神社に合祀)	資料2
明治12年	1879	9月	13日	第六天神社を大北谷神社と改称	資料2、3
大正12年	1923	9月	1日	関東大震災で社殿被災	資料4
大正13年	1924	4月	1日	遷宮式を行う	資料4
平成2年	1990	12月		綱島市民の森整備に伴い社殿が取り除かれる	写真7

また、昭和49(1974)年発行の『綱島の移り変わり 「いとすぎ」特集号』⁽¹¹⁾には当時まだ現存していた(但しすでに社殿からは下ろされている)大北谷神社の扁額や拝殿の龍の天井絵と共におしゃもじ様の石像の写真が掲載されている。

旧稿では中川村茅ヶ崎に勧請された蛇苦止神について、飯田家との関わりの深さから快三の仲介により本法寺のおしゃもじ様を勧請したものと推定したわけだが、今回明かになった大北谷神社に祀られていたおしゃもじ様はその有力な対抗馬、むしろ本命になるであろう。

まとめにかえて

以上、本稿では旧稿の宿題とでも言うべき「蛇苦止神ノ事」と、飯田家裏山の
大北谷神社の来由とそこに合祀されていたおしゃもじ様についてご紹介し
た。

旧稿にて筆者は「鎌倉周辺(及び日蓮宗関係か)のおしゃもじさまについ
ては、蛇苦止神をキーワードに整理してみる必要があるように思われる」との
予察を述べたところである。これは

- ・ 妙本寺の蛇苦止明神→小机の蛇骨神社の蛇苦止明神(のち本法寺に移さ
れ、近年蛇骨神社を再興した蛇幸都神社に戻された)→茅ヶ崎に勧請
という流れを想定していたからであった。しかし今回飯田家の裏山にあった
大北谷神社におしゃもじ様が祀られていたことが明らかになり

- ・ 大北谷神社のおしゃもじ様→茅ヶ崎に勧請

という有力な対抗馬が現れたことで、この予察は一定程度後退させざるを得
ない。

ただ、飯田家とおしゃもじ様の関わりの中で、蛇苦止神がクローズアップ
されるのは茅ヶ崎へのおしゃもじ様の勧請に関する場面のみで、他の資料で
は単に杓子神等とされている点に拘ってみたいと考えている。ただ、いかん
せん検証するには未だ類例が少なすぎると言えよう。今後もこまめに探すつ
もりであるが、おしゃもじ様、中でも蛇苦止神に関する事柄をもしご存じの
方があれば情報提供をお願いする次第である。

追記 本稿への資料の掲載についてご快諾いただいた資料寄託者の飯田助知
氏に末筆ながら記してお礼申し上げます。

【注】

- (1) ID:2200710342(大正期の部 No.338)の「大正十一年十月号附録之一
(二十七冊)」内に含まれている。
- (2) 本法寺に祀られていたおしゃもじ様(蛇苦止明神)の像は、元々は岸根

(現横浜市港北区岸根町)にあった蛇骨神社に祀られていたものが、のちに本法寺に移されたものであった。この蛇骨神社は近年地元の有志により「蛇幸都神社」として新横浜駅前に再興されている。そしておしゃもじ様の像は2023年に蛇幸都神社に返却されお披露目されたとの事である。なお本法寺に奉納されていた大量のしゃもじは令和3(2021)年に青葉区鉄町の個人蔵のものと共に「奉納杓子」として横浜市の有形民俗文化財に指定されている。

- (3) 飯田快三は嘉永5(1852)年に相模国高座郡深見村(現大和市)の真壁以修の三男として誕生。明治6(1873)年に第19大区書記に任命され、のち武蔵国橘樹郡北綱島村(現横浜市港北区)の飯田広配(10代目助太夫)の娘カンと結婚。明治11年に家督を相続し11代目助太夫となった。北綱島村会議員・神奈川県会議員・橘樹郡会議員を歴任する一方、明治21年、町村制の施行に伴い北綱島村ほか8ヶ村を合併し大綱村が成立すると初代村長をつとめた。また橘樹郡農会長として産業振興にもつとめた。長男助夫は政治家、三男九一は俳画家として著名である。以上飯田快三の略歴は『神奈川県史』別編1人物(神奈川県 1983年)を参考にしている。
- (4) 羽毛田智幸「横浜市域の産育習俗に関する民間信仰の調査研究」(『横浜市歴史博物館調査研究報告』10 横浜市ふるさと歴史財団 2014年)
- (5) ID:2200710305(大正期の部 No.301)の「大正十一年九月附録二十二号旧聞哀藁」内に含まれている。なお当該資料には表題が付されていないが、写真2の目次で蛇苦止神ノ事とされていることからこのように仮称することとする。また「旧聞哀藁」とは古い話を聞き集めた下書き、というほどの意味であろう。
- (6) 金子定吉は弘化4(1847)年の生まれ。明治6(1873)年以降、茅ヶ崎村(現横浜市都筑区中川)の村用掛や代議人総代人をつとめ、明治22年、町村制施行により茅ヶ崎村ほか5ヶ村が合併して中川村が成立すると、同村の助役や村会議員・学務委員等を歴任した人物である。茅ヶ崎の有力者として多忙を極める中で、神社氏子総代として無格社を合併して指定

村社として確立させるといった活動も行ったようである。すなわち蛇苦止明神が勧請された中川村茅ヶ崎の地は金子定吉の地元であり、定吉と快三の提携により勧請が行われたことが想定されるのである。以上金子定吉の略歴は神奈川県立公文書館所蔵歴史的公文書「昭和6年徳行者事績調」(県各課1-2-50 ID:1199404962)を参考にしている。

- (7) 大量に残されている快三の業務日誌の一種である(ID:2200710321)。
- (8) 快三の義父である10代目助太夫広配は、文化10(1813)年に都筑郡新田村吉田(現横浜市都筑区新吉田町)の相沢宇兵衛の二男として誕生。天保6(1835)年に9代目助太夫義儔の養子となり10代目を継いでいる。以上広配の略歴は品川貞一『飯田家三代の倂』(1941年)を参考にしている。
- (9) 併せて指摘したいのは、言うなればたかが私的なメモに過ぎないであろう「蛇苦止神ノ事」をわざわざ推敲し、「おしやもじ神之記」へと昇華させた快三の心持ちである。快三は多忙を極めたであろう生活の中で、自身に関わる資料を一定のルールで分類・簿冊化し、目次を作成し・表紙を付し、物によっては表紙絵まで描いている。こうした整理は自身の為というよりは、他者の目を意識したものと言えよう。この他者とは端的には自身の後継者である飯田家の子孫になるであろうが、或いは広く後世の人間一般と言うことが出来るかもしれない(よもや公文書館に寄託され、広く閲覧利用されるとは思いもしなかったであろうが)。地域のリーダーとして近代化に寄与する一方で、時代の変化の中で失われゆくものへも愛着を示し続けた快三により、推敲が重ねられた文章と添えられた軽妙な挿絵の魅力も相俟って、「蛇苦止神ノ事」から「おしやもじ神之記」への変化は、そうした快三の人となりを感じさせる特徴的な資料であるように思われるのである。
- (10) 第六天神社は一般に明治以前には大六天魔王(他化自在天)を祀る神社として創建・信仰されてきたものが、神仏分離の際にその社名に因んで神世七代における第六代目のオモダル・アヤカシコネ(面足命・惶根命)に祭神を変更したとされる(木村博「第六天信仰の展開」『日本民俗学』)

127 日本民俗学会 1980年)。綱島の第六天神社もそうした変遷を経た可能性が推定されよう。

- (11) 横浜市立綱島小学校PTAによる「郷土史」の「資料集」(巻頭の校長織茂領氏の言)である。基本的には小学校の西側校舎の竣工を記念した冊子のようなものであるが、単に学校誌に止まらない綱島地区の歴史、史跡、民俗等々がまとめられていて有用である。昭和49(1974)年3月9日発行
ID:3199353808・3200208187